



市章

# 彦根市公報

令和5年(2023年)11月15日  
第1904号  
水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 告示
  - 244 自転車等の移動および保管..... 1
  - 245 居宅介護支援事業者の廃止届を受理したもの ..... 2
  - 246 指定管理者の指定期間の変更..... 2
  - 247 ひこね地域おこし協力隊事業実施要綱の一部改正 ..... 2
- 公告
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 3
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 4
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 4
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 4
  - 彦根市農用地利用集積計画公告..... 4
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 4
- 選挙管理委員会告示
  - 60 彦根市選挙管理委員会の招集..... 5
- 水道事業管理規程
  - 4 彦根市水道事業会計規程の一部を改正する規程 ..... 5
- 水道事業告示
  - 24 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの ..... 5
  - 25 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 5

## 告示

### 彦根市告示第244号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年10月24日

彦根市長 和田裕行

### 記

- 1 移動理由  
条例第11条第2項に該当したため
- 2 移動区域  
金城団地公園B
- 3 移動日時  
令和5年10月20日 午後3時30分から午後4時まで
- 4 保管場所  
彦根市山之脇町33番地1地先
- 5 保管期間  
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時  
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 245 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 82 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護支援事業者の廃止届を受理したので、同法第 85 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	事業者	サービスの種類	事業所番号	廃止届受理年月日	廃止年月日
ハッピーフィットネスひこね介護支援事業所	彦根市平田町 289 番地 6	株式会社岡建産 代表取締役 岡 謙二	居宅介護支援	2570201257	令和 5 年 9 月 27 日	令和 5 年 10 月 31 日

彦根市告示第 246 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定期間を変更したので、ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成 8 年彦根市条例第 2 号)第 19 条第 1 号およびみずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成 10 年彦根市条例第 46 号)第 21 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町 187 番地 4
みずほ文化センター	彦根市田原町 11 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 代表者 代表取締役 橋 本 鉄 司
- (3) 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地

3 指定期間

変更前 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで  
 変更後 平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 247 号

ひこね地域おこし協力隊事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 10 月 31 日

彦根市長 和田 裕 行

ひこね地域おこし協力隊事業実施要綱の一部を改正する告示

ひこね地域おこし協力隊事業実施要綱(平成 28 年彦根市告示第 167 号の 2)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域の全部をいう。)の都市地域(離島振興法(昭和28年法律第72号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)および過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づく対象地域または指定地域(以下「条件不利地域」という。)を有する市区町村以外の市区町村の区域をいう。)および政令指定都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市および熊本市をいう。)のうち、条件不利地域以外の区域に生活の拠点があり、当該区域の市区町村の住民基本台帳に登録されている者

イ 地域おこし協力隊推進要綱に基づく地域おこし協力隊員であった者のうち、同一地域(本市を除く。)における活動期間が2年以上あり、かつ、当該活動期間の終了の日から1年を経過していないもの

ウ JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業をいう。)の参加者としての活動を終了した者のうち、当該活動期間が2年以上あり、かつ、当該活動期間の終了の日から1年を経過していないもの

エ 海外に在留し、市区町村が備える住民基本台帳に登録されていない者

第3条第3号中「本市に定住し、定着する意思のある者」を「本市の住民基本台帳に登録し、本市に生活の拠点を移すことができる者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により委嘱を受けた隊員は、本市に生活の拠点を移し、本市の住民基本台帳に登録をしなければならない。

第8条に次の1号を加える。

(5) 本市から転出したとき。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う委嘱期間の特例)

2 令和元年度から令和3年度までの期間に委嘱された隊員で、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な地域協力活動を行うことができなかつたものが、3年を超える期間の委嘱を希望する場合において、市長が必要と認めるときは、第4条第1項本文の規定にかかわらず、最長5年まで延長することができるものとする。

付 則

この告示は、令和5年10月31日から施行する。

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年10月20日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市本町一丁目9番22号 有限会社みのり不動産 代表取締役 平塚 和彦	彦根市八坂町字宮前 2966番、2967番1、2967番2および2968番 彦根市八坂町字南宮 2969番、2970番、2971番、2972番、2994番、2995番、2998番1の一部、2999番および3000番	4,161.32 m <sup>2</sup>	令和5.10.20	959

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 10 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市開出今町字高田 621 番 1 の一部	268.97 m <sup>2</sup>	令和 5.10.20	961

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 10 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市駅東町 11 番 5 株式会社イズミ 代表取締役 泉 藤博	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 1、65 番 2、65 番 3、66 番 1、66 番 2 および 66 番 3	2,082.64 m <sup>2</sup>	令和 5.10.20	965

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 10 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市森堂町字三代地 250 番 1 および 250 番 2	217.31 m <sup>2</sup>	令和 5.10.20	976

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定によりなす従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 20 日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 10 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市服部町字八鳥 245 番	230.47 m <sup>2</sup>	令和 5.10.27	957

## 彦根市選挙管理委員会告示第60号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和5年10月27日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野瀬 毅

記

- 日時 令和5年11月6日(月) 午前9時30分
- 場所 彦根市役所本庁舎 会議室2-1
- 議題
  - 在外選挙人名簿の登録状況について
  - 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
  - その他

## 水道事業管理規程

## 彦根市水道事業管理規程第4号

彦根市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市水道事業会計規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業会計規程(平成26年彦根市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項を削る。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 水道事業告示

## 彦根市水道事業告示第24号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第7条第3項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和5年10月20日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
411	南田 忠志	ミナミダ	大津市野郷原一丁目4番8号	平成21年4月16日	令和5年9月30日

## 彦根市水道事業告示第25号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和5年10月20日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	568
氏名または名称	福田 雅行
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ミナミダ
上記事業所の所在地	大津市野郷原一丁目4番8号
指定年月日	令和5年9月30日